

# 会津若松市トイレカー貸出要綱

(令和8年1月23日決裁)

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 災害時の貸出（第4条—第10条）

第3章 平時の貸出（第11条—第19条）

第4章 共通事項（第20条—第22条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、会津若松市が所有するトイレカー（以下「トイレカー」という。）について、災害時や平時の貸出に関する必要な事項を定めるものとする。

（仕様）

第2条 トイレカーの仕様は別表のとおりとする。

（保管場所）

第3条 トイレカーは、会津若松市役所追手町第二庁舎（以下「保管場所」という。）に保管するものとする。

第2章 災害時の貸出

（災害時における貸出対象）

第4条 災害時におけるトイレカーの貸出の対象は、自然災害等で被災した地方自治体とし、当該自治体からの借用申請に基づき、市長の決定によりトイレカーを貸し出すことができるものとする。

（災害時における借用手続）

第5条 トイレカーの借用を希望する地方自治体（以下「申請自治体」という。）は、災害時トイレカー借用申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、事態が窮迫して申請書を提出することができない場合は、口頭や電話等により仮申請できるものとし、後日、申請書を提出するものとする。

（災害時における貸出承認）

第6条 市長は、申請内容を確認の上、トイレカーの貸出の可否を決定し、トイレカー貸出承認（不承認）通知書（第2号様式）（以下「通知書」という。）により申請自治体に通知するものとする。

（災害時における貸出方法等）

第7条 トイレカーは、通知書に記載する引渡場所まで、市が移動し、申請自治体に引き渡すものとし、返却については、申請自治体が保管場所まで移動し、市に引き渡すものとする。

2 市が引き渡す場合、申請自治体は、会津若松市市民部危機管理課（以下「危機管理課」という。）職員から、操作方法の伝達を受けるものとする。

（災害時における貸出期間）

第8条 トイレカーの貸出期間は、市長が決定するものとする。

(災害時における費用負担)

第9条 トイレカーの貸出費用は無料とする。ただし、トイレカーの引渡しに要した経費及び使用した燃料やトイレトーパー等消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃等の費用は、申請自治体が負担するものとする。

(災害時における返却手続等)

第10条 申請自治体は、使用した燃料やトイレトーパー等消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃を行い、危機管理課職員の立会いの下、トイレカー返却確認書(第3号様式)(以下「返却確認書」という。)により確認を受けたのち、トイレカーを返却するものとする。

### 第3章 平時の貸出

(貸出対象)

第11条 平時におけるトイレカーの貸出の対象は、次に掲げる活動を実施する団体(以下「申請者」という。)とする。

- (1) 市が主催又は共催するイベント活動
- (2) 国、地方自治体又はこれに準ずる団体が主催するイベント活動
- (3) 市内における公益的なイベント活動
- (4) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出を許可しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 公助良俗を害するおそれがあるとき。
- (4) トイレカーを汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (5) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (6) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を指示する活動を行うものであると認められるとき。
- (7) 前各号のほかトイレカーの管理上支障があると認められるとき。

(借用手続等)

第12条 申請者は、貸出を希望する日の1週間前までに、トイレカー借用申請書兼宣誓書(第4号様式)(以下「申請書兼宣誓書」という。)を市長に提出し、決定を受けなければならない。

2 申請書兼宣誓書の提出は、会津若松市の休日を定める条例(平成元年会津若松市条例第40号)第1条第1項に定める休日以外の午前9時から午後4時までとする。

(貸出承認)

第13条 市長は、申請内容を確認の上、トイレカーの貸出の可否を決定し、通知書を申請者に通知するものとする。

(保険加入)

第14条 トイレカーを運転する者は、原則として次の各号に掲げる自動車保険に加入しなければならない。ただし、会津若松市職員が運転する場合を除く。

- (1) 対人賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- (2) 対物賠償保険（補償金額が無制限であるもの）
- (3) 人身傷害保険
- (4) 車両保険

2 申請者は、トイレカーの引渡しを受ける前に、自動車保険の加入者証明書の写しを市長に提出しなければならない。

(貸出方法)

第15条 トイレカーは、保管場所で申請者に引き渡すものとし、返却については、申請者が保管場所まで移動し、市に引き渡すものとする。

2 申請者は、引き渡しの際、危機管理課職員から操作方法の伝達を受けるものとする。

(貸出期間)

第16条 トイレカーの貸出期間は、原則1週間以内とする。

(費用負担)

第17条 トイレカーの貸出費用は無料とする。ただし、使用した燃料やトイレットペーパー等の消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃等の費用については、全て申請者の負担とする。

(返却手続等)

第18条 申請者は、使用した燃料やトイレットペーパー等の消耗品の補給、し尿の汲み取り、清掃を行い、危機管理課職員の立会いの下、返却確認書により確認を受けたのち、返却するものとする。

2 トイレカーの返却は、会津若松市の休日に関する条例第1条第1項に定める休日以外の午前9時から午後4時までに行うものとする。

(承認取消)

第19条 災害発生等の緊急かつやむを得ない事情により、市がトイレカーを使用する必要が生じた場合は、貸出承認を取り消すことができるものとする。

## 第4章 共通事項

(事故等の責任)

第20条 貸出期間中に発生したトイレカーにかかる事故等についての責任は、申請自治体又は申請者において負うものとする。なお、事故または運行に支障を及ぼす故障等が発生した場合は、遅滞なく危機管理課へ報告するものとする。

(禁止事項)

第21条 トイレカーの使用にあたっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) トイレカー内での喫煙
- (2) 申請内容と異なる使用
- (3) 第三者への再貸出し

(協議事項)

第 22 条 この要綱に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

## 別表（第2条関係）

## 仕様

種別	寸法（長さ×幅×高さ）	排気量
2室型	3,700×1,700×2,750mm	660cc
設備	便器（洋式）	2式
	手洗い場	2式
	設置式階段	2式
	手すり	2式
	換気扇	2式
	トイレ使用回数	200回程度
	貯水タンク容量	70L
	便槽タンク容量	250L
	駆動方式	4WD・AT
	エンジン	ガソリン（レギュラー）

種別	寸法（長さ×幅×高さ）	排気量
多機能型	3,700×1,700×2,750mm	660cc
設備	オストメイト対応便器	1式
	手洗い場（化粧台付）	1式
	昇降式階段	1式
	手すり	1式
	換気扇	1式
	ウィンドエアコン	1式
	おむつ交換台	1式
	ベビーチェア	1式
	車イス用スロープ	1式
	トイレ使用回数	200回程度
	貯水タンク容量	70L
	便槽タンク容量	250L
	駆動方式	4WD・AT
エンジン	ガソリン（レギュラー）	

年 月 日

会津若松市長 あて

（申請者）住 所  
氏 名  
電話番号

災害時トイレカー借用申請書

会津若松市トイレカー貸出要綱第5条の規定により、下記のとおり借用を申請します。

記

1. 借用期間

(1) 開始日 年 月 日 時 分から

(2) 終了日 年 月 日 時 分まで

※ 終了日が未定の場合は「当面の間」と記載すること。

2. 内容

(1) 車種

トイレカー2室型

---

トイレカー多機能型

---

(2) 使用場所

---

(3) 引渡場所

---

(4) 災害名

---

(5) その他

---

年 月 日

（申請者） 様

会津若松市長



トイレカー貸出承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった会津若松市トイレカーの借用申請について、下記のとおり承認（不承認）します。なお、会津若松市トイレカー貸出要綱に基づき、適正に運用すること。

記

1. 貸出期間

(1) 開始日 年 月 日 時 分から

(2) 終了日 年 月 日 時 分まで

2. 貸出内容

(1) 車種

トイレカー2室型（自動車登録番号： \_\_\_\_\_ )

トイレカー多機能型  
\_\_\_\_\_

(2) 使用場所  
\_\_\_\_\_

(3) その他（引渡場所、その他特記事項等）  
\_\_\_\_\_

3. 不承認理由（※不承認の場合のみ記載）

年 月 日

会津若松市長 あて

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

トイレカー返却確認書

会津若松市トイレカー貸出要綱第10条又は第18条の規定により、下記のとおり返却します。

記

1. 返却日 年 月 日

2. 特記事項（不具合、事故報告等）

---

---

3. 確認事項

(申請者)(職員)

- 室内の清掃をしている。
- し尿の汲み取りが完了している。
- 燃料補給をしている。(給油量 ℓ)
- 消耗品が全てそろっている。
- 備品が全てそろっている。
- その他、異常は認められない。

特記事項：

4. 確認者

申請者（運転者）

危機管理課職員

職氏名 \_\_\_\_\_

確認日 \_\_\_\_\_

年 月 日

会津若松市長 あて

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

トイレカー借用申請書兼宣誓書

会津若松市トイレカー貸出要綱第12条の規定により、下記のとおり借用を申請します。

記

1. 借用期間

- (1) 開始日 年 月 日 時 分から  
(2) 終了日 年 月 日 時 分まで

2. 借用内容

(1) 車種

- トイレカー2室型  
 トイレカー多機能型
- 

(2) 使用場所

---

(3) イベント等の名称（※<sup>1</sup>）

---

(4) その他

---

※<sup>1</sup> イベント等に関する資料を添付すること

3. 使用に関する宣誓書

- 会津若松市トイレカー貸出要綱の規定を遵守し、使用します。  
 道路交通法及びその他関係法令を遵守します。  
 交通事故等により、第三者又はトイレカーに損害を与えた場合は、その賠償に要する費用を全て当方が負担します。